



国税庁ホームページの

確定申告

検索

Click!

www.nta.go.jp

# 「確定申告書等作成コーナー」

で「申告書」を作成してください! **便利!**

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

金額等を入力してね



作成が  
終わったら

インターネットで送信!



## e-Tax

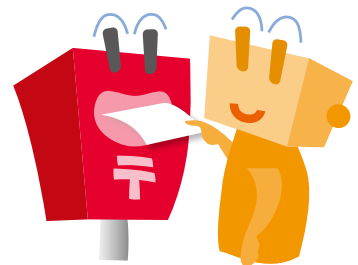
国税電子申告・納税システム

e-Taxならこんなにいいこと

- ① 作成コーナーから電子申告
- ② 最高4,000円の税額控除
- ③ 添付書類の提出省略
- ④ 還付がスピーディー
- ⑤ 書面と比べて郵送料が不要

e-Taxの準備が間に合わない方は、e-Taxのメリットはありませんが、申告書等のデータを印刷して、郵送等で提出することもできます。

## 書面提出



e-Taxについては、裏面をご覧ください。

税務署



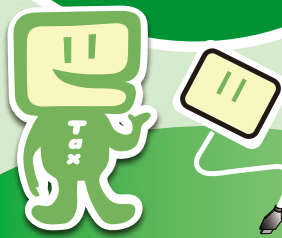
# e-Taxを ご利用いただく 前に

1



電子証明書の取得

e-Taxで申告等データを送信する際には、電子署名を行っていただく必要がありますので、事前に市区町村で電子証明書を取得してください(手数料がかかります。)

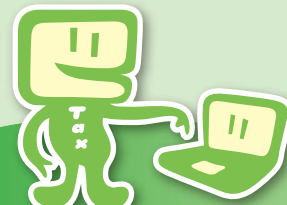


2

ICカードリーダー  
の用意

公的個人認証サービスに適応したICカードリーダーを、家電量販店やインターネット通信販売などでお求めください。

3



e-Taxの初期登録

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、初期登録を含む一連の操作で確定申告書の作成から送信までを行うことができます。

## e-Taxを 利用して所得税の 申告をすると...

平成23年分の申告で

**その1 最高4,000円の税額控除を受けることができます。**

本人の電子署名と電子証明書を付して、e-Taxで申告期限内に申告する場合は、最高4,000円の税額控除が受けられます(平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回。平成24年分は最高3,000円。)

**その2 添付書類の提出又は提示を省略できます。**

源泉徴収票や医療費の領収書などの記載内容を入力して送信することで、書類の提出又は提示を省略できます(法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)

**その3 還付金を早く受け取ることができます。**

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています(3週間程度に短縮。)

確定申告書等作成コーナーの操作に関するお問い合わせは、

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎ 0570-015901)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間 月曜日～金曜日 午前9時から午後5時  
(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※ 確定申告期間中の受付時間については、e-Tax ホームページで確認してください。

詳細は、国税庁ホームページへ

**www.nta.go.jp**

確定申告

検索

